

議案第10号

大口町放課後児童クラブ条例の制定について

大口町放課後児童クラブ条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年3月4日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年大口町条例第22号）を平成27年4月1日に施行することに伴い、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定に基づく放課後児童健全育成事業を実施するため、大口町放課後児童クラブの運営にかかる必要な事項に関し、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町放課後児童クラブ条例

(目的)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定に基づき、放課後児童健全育成事業を実施するため、大口町放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の運営に関し、必要な事項を定め、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(対象児童)

第2条 児童クラブを利用できる児童は、保護者（親権を行う者、後見人その他の者が当該児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）が就労、疾病等により昼間家庭にいないことが常態である町内小学校に就学する児童で町内に住所を有する児童とする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

(名称、位置及び定員)

第3条 児童クラブの名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
大口南児童クラブ	大口町御供所三丁目258番地 (大口南児童センター内)	40名
大口北児童クラブ	大口町中小口三丁目258番地 (大口北小学校内)	60名
西っ子ファミリー	大口町余野六丁目439番地 (大口西児童センター内)	40名
大口西児童クラブ	大口町余野六丁目440番地 (大口西小学校内)	40名

(開設時間等)

第4条 児童クラブの開設時間は、小学校の授業終了後から午後6時30分までとする。ただし、第2項及び第3項で規定する期間を除く。

- 2 学校休業日の開設時間は、午前8時30分から午後6時30分までとする。
- 3 土曜日に実施する児童クラブは、西っ子ファミリーで開設するものとし、開設

時間は、午前8時30分から午後6時までとする。

4 町長は、必要と認めるときは、前2項に規定する開設時間を午前7時30分から午前8時30分まで延長することができる。

5 町長は、特に必要があるときは、前4項の規定にかかわらず児童クラブの開設時間を変更することができる。

(休日)

第5条 児童クラブの休日は、次に掲げるとおりとする。ただし、町長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日から同月4日及び12月28日から同月31日までの日

(一時利用の実施)

第6条 保護者が勤務の都合又は緊急な理由がある場合は、児童クラブを一時利用することができる。

(利用の手続き)

第7条 児童クラブを利用しようとする児童の保護者は、あらかじめ町長に申込みをし、その決定を受けなければならない。

2 町長は、前項の決定をするときは、児童クラブの運営上必要な条件を付することができる。

(利用料)

第8条 児童クラブを利用する児童の保護者は、児童クラブの利用料（以下「利用料」という。）を町長の指定する日までに納入しなければならない。

2 利用料の額は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第1項から第3項に規定する時間における利用料 児童1人につき月額1,500円

(2) 前号の規定にかかわらず、学校休業日のうち夏季休業日のみ利用する場合の利用料 児童1人につき夏季休業期間中2,000円

(3) 第6条に規定する一時利用における利用料 児童1人につき1回200円

- 3 町長は、第4条第4項に定める延長時間帯に児童クラブを利用する児童の保護者から、別に利用料を徴収することができる。
- 4 町長は、必要と認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。
- 5 既に納付された利用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない事由により児童クラブを利用することができないときは、この限りでない。
- 6 第2項の利用料には、食費を含まない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

制 定 要 旨

1 条例の趣旨

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年大口町条例第22号）を平成27年4月1日に施行することに伴い、本町で児童福祉法第34条の8に規定する放課後児童健全育成事業（以下「児童クラブ」という。）を運営する事業者は、児童クラブを運営するにあたっての運営規定を定める必要があるとされました。

したがって、本町においても、町が設置する児童クラブの運営にかかる必要な事項に関し条例を制定することとなりました。

2 条例の概要

(1) 対象児童について（第2条関係）

保護者が就労、疾病等により昼間家庭にいないことが常態である町内小学校に在学する小学校1年生から小学校6年生までの児童で、町内に住所を有する児童を対象とすると規定しました。

(2) 開設時間等について（第4条関係）

授業を行う日は放課後から午後6時30分まで、学校休業日は午前8時30分から午後6時30分まで、土曜日は午前8時30分から午後6時までを従来と同様に通常開設時間とし、新たに学校休業日及び土曜日について午前7時30分から午前8時30分まで延長できる規定を設定しました。

(3) 一時利用の実施について（第6条関係）

保護者が勤務の都合又は緊急な理由がある場合は、児童クラブを一時利用することができる従来と同様の内容を規定しました。

(4) 利用料について（第8条関係）

従来通り、通常時間帯における利用料は月額1,500円、夏季休業日のみ利用する場合は期間中2,000円とし、一時利用は1回200円としました。

また、必要と認めるときは延長利用料を徴収する事及び利用料を減免する事

ができる規定も設定しました。

3 施行期日

平成27年4月1日から施行します。